委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 人権施策推進課
	令和4年度 長人推第8号
	人権尊重都市推進事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1) 人権啓発及び人権学習に関すること (2) 人権啓発及び人権学習の推進に関する事項の調査研究に関すること (3) 関係機関・団体相互の連絡調整に関すること (4) その他推進会議の目的達成に必要な事項に関すること
履行期間	令和4年4月7日から令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月7日
契約額(税込)	3, 845, 000 円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市八幡東町632番地
	[商 号 又 は 名 称]長浜市人権尊重都市推進会議
契約相手方の 選 定 理 由	当該事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、市民に対する人権啓発及 び人権学習を総合的に推進し、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現を 目指し組織された団体である「長浜市人権尊重都市推進会議」を契約の相手方に選 定した。
地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)	
(売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。